

## さいたま市告示第1876号

### 道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月22日

さいたま市長 清水勇人

#### 1 道路の種類 一般国道

路線名	区間	供用開始年月日
1 2 2 号	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2080番1地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2188番1地先	令和7年12月23日

#### 2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
D 第 6 9 4 号 線	さいたま市南区曲本三丁目 392番4地先 さいたま市南区曲本三丁目 392番3地先	令和7年12月23日
L 第 1 3 8 2 号 線	さいたま市緑区大字三室字東宿 2048番6地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2048番31地先	令和7年12月23日
L 第 1 3 8 3 号 線	さいたま市緑区大字三室字東宿 2048番10地先 さいたま市緑区大字三室字東宿 2048番37地先	令和7年12月23日
L 第 1 3 8 4 号 線	さいたま市緑区大字中尾字不動谷 427番4地先 さいたま市緑区大字中尾字不動谷 427番4地先	令和7年12月23日
O 第 3 1 9 号 線	さいたま市緑区大字南部領辻字葭山 3831番地先 さいたま市緑区大字南部領辻字葭山 3849番1地先	令和7年12月23日
O 第 3 2 4 号 線	さいたま市緑区大字南部領辻字葭山 3826番3地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2087番2地先	令和7年12月23日
O 第 3 3 0 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2087番2地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2096番9地先	令和7年12月23日
O 第 3 7 9 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2175番4地先 さいたま市緑区大字南部領辻字葭山 3826番1地先	令和7年12月23日
O 第 3 8 0 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2096番7地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2114番1地先	令和7年12月23日
O 第 3 8 1 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2363番1地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2374番2地先	令和7年12月23日

O 第 3 8 2 号 線	さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2370 番 1 地先 さいたま市緑区大字大門字鶴巻 2360 番地先	令和 7 年 12 月 23 日
1 2 9 6 9 号 線	さいたま市見沼区堀崎町 543 番 3 地先 さいたま市見沼区堀崎町 543 番 20 地先	令和 7 年 12 月 23 日
3 2 9 7 8 号 線	さいたま市北区別所町 56 番 27 地先 さいたま市北区別所町 56 番 21 地先	令和 7 年 12 月 23 日
4 1 7 2 0 号 線	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 6 地先 さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 10 地先	令和 7 年 12 月 23 日
4 5 1 1 号 線	さいたま市岩槻区本町四丁目 198 番 10 地先 さいたま市岩槻区本町四丁目 198 番 16 地先	令和 7 年 12 月 23 日